



長野県報

10月11日(火)
平成28年
(2016年)
第2815号

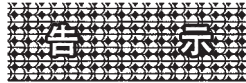
目次

告示

生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課)	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課)	2
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課)	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課)	3
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(情報管理課)	3
随意契約の相手方の決定(情報管理課)	4



長野県告示第553号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成28年10月11日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防通所リハビリテーション	日本赤十字社長野県支部	長野県長野市南県町1074番地	飯山赤十字病院指定通所リハビリテーションふきのとう	長野県飯山市大字飯山226番地1	平成28年1月1日
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	株式会社創生環ライフケアサポート	長野県諏訪市大字豊田101番地1	小規模多機能ホーム集皆所とよだ	長野県諏訪市豊田101	平成28年7月1日
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市南長野北石堂町1177番地3	富士見高原医療福祉センターみすず診療所	長野県伊那市美篤7793番地1	平成28年7月1日
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	合資会社萬寿堂	長野県佐久市白田224番地	合資会社萬寿堂薬局	長野県佐久市白田224	平成28年7月1日
地域包括支援センター	野沢温泉村長	長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817番地	野沢温泉村地域包括支援センター	長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9817番地	平成28年7月1日

地域福祉課

長野県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年10月11日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護、介護予防訪問介護	北信州みゆき農業協同組合	長野県飯山市大字飯山3567番地	J A北信州みゆき介護センター	長野県飯山市大字飯山3567番地	平成28年7月31日
通所介護	北信州みゆき農業協同組合	長野県飯山市大字飯山3567番地	J A北信州みゆきひだまり	長野県飯山市大字静間2636-1	平成28年7月31日
通所介護	北信州みゆき農業協同組合	長野県飯山市大字飯山3567番地	J A北信州みゆき北部ひだまり	長野県飯山市大字常郷28-1	平成28年7月31日

地域福祉課

長野県告示第555号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月11日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市鬼無里字横倉1220の1、1220の2、1220のイ、1220のハ、1220のニ、1221
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

- 1 保安林予定森林の所在場所
岡谷市川岸字上ノ林4032、4095、字塩坪4033、字塩坪上の林4067、字蛇ノ洞4071の1、4072、4073のイ、4073のハ、4074から4081まで、4082のイ、4082のロ、4083から4088まで、4089のイ、4089のロ、4090から4092まで、4093のイの1、4094
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第556号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月11日

長野県知事 阿部守一